

太陽光発電設備を設置された方へ

家屋の屋根や遊休地等に設置された太陽光発電設備は、個人の住宅用（非事業用）を除き、償却資産（固定資産税）の申告対象です。「1. 申告していただく方」を参考に、所有されている太陽光発電設備の申告が必要かどうか、ご確認ください。

償却資産とは、土地・家屋以外の事業用資産のことをいいます。



1. 申告していただく方

| | 余剰買取 | 全量買取 |
|------------------------|--------------------------|--|
| 個人 (住宅用) | 申告は不要です ※ | 申告してください 収益を得ることを目的としているため、 事業用資産に該当します。 |
| 個人 (事業用) ・ 法人 | 申告してください 事業用資産に該当します。 | |

※ ただし、繰り返し売電し、収益を得ているときは申告してください。

2. 申告対象となる資産

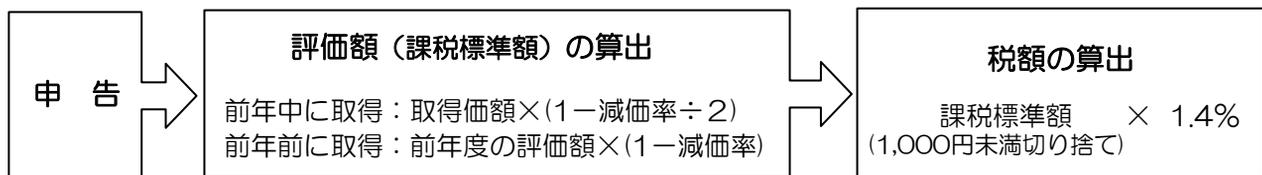
- 太陽光パネル（屋根と一体になっているものは除きます。）
- 架台
- 接続ユニット
- パワーコンディショナー
- 電力量計
- など

3. 申告

毎年1月31日までに、1月1日現在に所有している償却資産を申告してください。

4. 税額の算出

申告していただいた償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数をもとに、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して算出します。



例えば、令和2年7月に取得した、取得価額750万円の太陽光発電設備の場合

| | | |
|-------|-----|--|
| 令和3年度 | 評価額 | $7,500,000円 \times 0.936 = 7,020,000円$ |
| | 税額 | $7,020,000円 \times 1.4\% = 98,200円$ |
| 令和4年度 | 評価額 | $7,020,000円 \times 0.873 = 6,128,460円$ |
| | 税額 | $6,128,000円 \times 1.4\% = 85,700円$ |

太陽光発電設備の
減価率は
0.127です

耐用年数省令別表第2
「31電気業用設備」の
「主として金属製の
もの」17年が適用されます

** 償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は、課税されません **

5. お問い合わせ

幸田町 総務部税務課 資産税グループ

☎0564-62-1111（内線163、164）